

## 図書館における複写について

### 【著作権法第31条第1項】

- ①営利目的でなく、調査研究のため
- ②著作物の一部分を複製できる（半分を超えない範囲）
- ③一人につき一部提供する
- ④図書館の所蔵資料のみ（相互貸借の資料も借受館で複写可能）

### ☆複製の範囲

図書	1冊の半分まで ・目次、前書き、後書きを除いた本文の半分まで ・上、中、下巻からなる作品は各館の半分まで ・全集、選集など2編以上からなる合集は個々の作品の半分まで ・本体とは別の独立した付録は個々の付録の半分まで
俳句集 短歌・詩集	1篇の半分まで (ただし、1篇の半分以上の写り込みがあり、消し込みができないときは1ページの範囲でコピーして差し支えない)
画集・写真集	個々の作品の半分まで
楽譜集	1曲の半分まで
CD付属の歌詞 カード	対応できないので複写不可
地図帳	個々の地図（見開き）の半分まで
ゼンリン地図	見開きの半分まで
逐次刊行物	発行後相当期間を経過したものは記事の全部（各号の半分まで）  ★最新号は次号が出たときに相当期間が経過したと見なす  (新聞) 当日分は複写しない (雑誌) 最新号は複写しない
インターネットの プリントアウト	図書館の資料ではないので複写不可

※作者が没後70年を過ぎた作品は著作物対象外。